

お知らせ

平成 26 年 8 月

反社会的勢力との関係遮断について

きらやか銀行では、反社会的勢力との関係遮断の取組みの一環として、平成 22 年 5 月 20 日より普通預金規定等に「暴力団排除条項」を導入しております。

また、平成 25 年 5 月 27 日より新たな「暴力団排除条項」を導入し、適用させていただいております。「暴力団排除条項」導入後は、当該預金口座の開設時等取引のお申込の際に、お客様より反社会的勢力には該当しないことを表明・確約していただき、取引開始後に申込時の表明・確約が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくことになります。

「暴力団排除条項」の内容につきましては、下記のとおりとなります。また、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用させていただきます。

きらやか銀行では、政府指針等を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進して参りますので、お客様におかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 暴力団排除条項を導入している取引規定

普通預金規定、決済用普通預金規定、総合口座規定、決済用総合口座規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、積立型定期預金規定、定期積金規定、通知預金規定、財産形成預金規定、当座勘定規定、各種貸金庫規定

2. 暴力団排除条項の主な内容

別紙の普通預金規定をご覧ください。

その他の取引規定については、普通預金規定に準じた内容となります。なお、規定取引により暴力団排除条項の条番号が異なる場合があります。

以上

<普通預金規定の主な暴力団排除条項>

1 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 12 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

1 2. (解約)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。

②この預金の預金者が第 10 号第 1 項に違反した場合。

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

(4) この預金が当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前 2 項および 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

1 3. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 6. 変更条項

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、随時変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。

以上